

議案第30号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成17年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例(平成12年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第2(第6条関係) (1)~(20) 略 (21) <u>社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成16年法律第126号)第73条に規定する証明</u>	別表第2(第6条関係) (1)~(20) 略

附 則

この条例は、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行の日から施行する。